天理大学人間学部教授

渡辺 一城 Kazukuni Watanabe

寄付の仕組みと共同募金

寄付の仕組み

寄付は通常何らかの生活困難を抱える当事者(個人)に対し て直接行われるというよりは、前回紹介した NPO のようなサー ビスや活動・事業を行う組織・団体に対して行われる。国語辞 典を開いても「金品を贈ること。特に、公共の団体や社寺など に金品などを贈ること」とある。ある個人が10,000円の寄付 をするとしよう。これが当事者個人に対して直接与えられても、 これは単なる贈与あるいは施与に過ぎず、ただ一人の個人の一 過的な生活資金として恐らく消化されることになるだろう。こ の 10,000 円が NPO といった組織・団体に寄付されるとすれば、 その寄付は当該組織が行う支援活動の財源となる。そこには、 寄付の募集・受付、収納・管理、使途の検討・決定、活動やサー ビスの実施とその利用、活動後の実施報告や決算とその承認、 広報・啓発など、多くの関係者が目にし、関わるプロセスがあり、 そのプロセスを通じて寄付に込められた思いや善意が有効に活 かされるよう知恵が投入される。その活動対象も多くの場合一 人ではなく多くの当事者が対象となっているはずで、その問題 解決につながっているといえる。

寄付が個人に向けて行われることもある。災害時の義援金などがそれだ。災害という緊急事態に遭遇した人たちに対して、一般国民によるたすけあい精神の具現化として拠出される義援金は、被災者の生活資金となる見舞金的な性格を有するものだが、これも寄付者から直接被災者に拠出されるというよりは、行政も含めた複数の資金仲介機関が募集・受け入れを行い被災者に配分するという仕組みがとられている。東日本大震災における義援金の場合は、被災都道県、日本赤十字社、中央共同募金会等の義援金受付機関、学識経験者からなる「義援金配分割合決定委員会」での検討を踏まえ、各受付機関から被災都道県(義援金配分委員会を設置し配分を協議・決定)、市町村を通じ、被災者に届けられている。

いずれにしても、寄付はサービスや活動を実施する組織・団体、あるいは寄付を仲介する組織・仕組みを通じて当事者の利益に供される。組織に寄付することは何か間接的で回り道をしているような感覚もあるかもしれないが、こうした多くの人や組織が介在するプロセスを有しそこでの検討が反映されて実行されていることが、寄付の意義ともいえる。

寄付仲介の仕組みとしての共同募金

寄付を仲介する組織・仕組みとして代表的なものが、共同募金である。日本では「赤い羽根募金」の愛称でも知られる共同募金は、1947(昭和22)年から開始され、約70年の歴史を有している。この募金額(全国)の推移をみると、1995(平成7)年度の約266億円をピークに減少傾向にあり、2013(平成25)年度の募金額は全国で約190億円となっている。

ちなみに、共同募金をあらゆる募金活動の総称としてとらえたり、日本赤十字社の募金と混同して認識していたりする人も多い。恐らく「赤い」イメージが影響しているのか、行政職員でも「共同募金=日赤募金」という誤った認識をしている人も少なくないが、共同募金は、都道府県ごとに組織されている「共同募金会」が実施主体となっており、日本赤十字社とは特に関係はない。例えば、奈良には奈良県共同募金会が、東京には東京都共同募金会が組織され、ここが実施主体となって募金活動が行われており、当該都道府県内で集められた寄付金は原則としてその都道府県内

の民間社会福祉団体・施設などに助成される。特に集められた寄 付金の約7割が市町村域の地域福祉活動に助成されるため、近 年では「じぶんのまちを良くするしくみ」をキャッチフレーズに 活動が展開されている。社会福祉法に法的根拠をもつ公共的な性 格を有する活動でもある。天理教においても長年教区・支部単位 で協力活動が実施されていて、ある教区では、かつては街頭募金 のボランティアに協力していたが、現在では管内の各教会に封筒 を複数枚配布し、個々の信者がその封筒に入れて寄付する「封筒 募金」方式で協力が行われている。また、東日本大震災の発生に 際しては、共同募金会として、義援金の受け入れ、積立てている 災害等準備金による災害ボランティアセンターなどへの支援のほ か、被災地において支援活動を行うボランティア団体支援のため の「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」(通称「ボラサポ」) を実施するなど、共同募金会は被災地支援の役割をも担っている。 天理教者が中心となって活動する被災地支援団体の中にはこのボ ラサポの助成を受けている団体もあるだろう。

アメリカ生まれの共同募金システム

共同募金は、実はアメリカ生まれのシステムである。1913年 にオハイオ州クリーブランドで始められた「共同募金」が現在 日本の共同募金のモデルとなっている。1900年代当時、アメ リカでは社会福祉活動・事業を実施する民間組織が多く誕生し、 その活動資金確保のため個々の組織が競って寄付金募集を行っ ていた。これによって例えば寄付する側の会社などに寄付依頼 が複数の組織から行われることになり、寄付する側が度重なる 寄付依頼に嫌悪感が生じ寄付意欲をなくすこともあったという。 そこで、クリーブランドでは、地元商業会議所にクリーブラン ド慈善博愛連盟を設置し、ここが一元的な寄付金募集を行うと ともに、同連盟に加盟する施設団体に配分するという仕組みの 共同募金を初めて行った。これ以前にも 1887 年にコロラド州 デンバーで一元的な寄付金募集が行われているが、これは施設・ 団体の連合体である社会事業協会という「寄付を受ける側」が 主体となった「合同募金」活動であるのに対し、クリーブラン ドの場合は、商業会議所といういわば「寄付をする側」である 実業家などが立案した仕組みであるという違いがある。施設・ 団体の連合体である社会事業協会が実施主体となると、個々の 施設・団体への寄付金配分の際に様々な思惑が交差し公平・公 正さに欠ける事態が生じることもある。クリーブランドの場合 は、寄付を受ける施設・団体側ではない、寄付する側の立場に立っ た「第三者機関」としてのクリーブランド慈善博愛連盟が募金 活動の主体となり、ここが専門職員を配置して、寄付金の公平 公正な管理、単なる集金ではなくより良い成果を生み出すよう な寄付金配分や、啓発・広報といった機能を担った。

日本の共同募金も「第三者運動」として始められた。社会福祉法には、共同募金の助成を受ける立場である側の者が、助成の意思決定に関与することがないようにするための規定もあり、共同募金会の役員は地元経済界や住民代表など「寄付をする立場」の人々が就任していることが多い。しかし、この「第三者性」をどこまで追求できるものなのか、共同募金の特性を改めて考える時期に来ている。

参考文献:中央共同募金会 (1997)『みんな一緒に生きていく 共同募金運動 50 年史』